秋田駅東西連絡自由通路ネーミングライツ・パートナー募集要項

１　目的

本市とネーミングライツ・パートナーが連携および協力することにより、民間の資源やノウハウ等を活用して秋田駅周辺の活性化につなげるとともに、安定的な自主財源を確保し、施設の良好な維持管理を行うことを目的として、秋田駅東西連絡自由通路のネーミングライツ・パートナーを公募します。

２　応募の条件

(1) 自らネーミングライツ・パートナーとなることを希望する団体等が応募できます。

(2) 政治団体、宗教団体のほか、申込み時点で公序良俗に反する事業を行う法人、市からの指名停止の措置を受けている法人など、応募できない場合もありますので、詳しくは「秋田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

３　対象施設と契約条件

施設名称／所在地	R8年度通行者数※	希望価格(年額)	希望契約年数
秋田駅東西連絡自由通路 現在の愛称：ぽぽろーど 秋田市楢山字長沼２７番地３ほか	9,826人/日	507,100円以上 （税込み）	３年以上

※通行者数は、秋田市中心市街地歩行者・自転車通行量調査結果におけるぽぽろーど東口の平日・休日の平均です。

(1) 契約開始日は令和９年４月１日以降とします。なお、初年度分の納付額は、年間契約額を月割して算出した額とします。

(2) 契約期間満了日は、原則として契約最終年度の３月３１日を目安とします。

(3) 大規模改修工事を検討しているため、令和１０年度以降に外部に足場等の仮設物を設置する予定があります。仮設物設置期間の対応は、協議により決定します。

(4) 当該対象施設が契約最終年度の翌年度以降も継続してネーミングライツを導入する場合において、翌年度から開始する当該施設に係る契約については、今回契約した団体等に優先交渉権があります。

(5) 対象施設の詳細については、別添「施設の概要」をご覧ください。

(6) その他、契約条件については、お気軽にご相談ください。

４　ネーミングライツ（命名権）の範囲

秋田駅東西連絡自由通路は、市民公募から選ばれた愛称「ぽぽろーど」があることから、同愛称と組み合わせて企業名または商品（ブランド）名を付けることができます。

（例：「○○ぽぽろーど」または「ぽぽろーど○○」）

なお、契約期間内における愛称の変更は原則としてできません。また、施設の目的や利用者に混乱を来すおそれのある愛称はお断りする場合があります。

５　パートナーのメリット

No.	メリット	内容	備考
①	施設への看板設置	対象施設に愛称を表示することができます。	設置場所、表示内容等については協議により決定します。
②	案内表示の変更※		
③	広報紙、ホームページ、その他広報媒体による愛称の露出および普及	秋田市の広報やホームページ、印刷物等の広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載を変更します。	
④	対象施設を活用した協働・連携	対象施設を活用した、秋田駅周辺の活性化等に資する取組の共同（市とパートナー）実施など	詳細は、優先交渉権者決定後に協議を行います。
⑤	その他	協議によることとします。	①～④以外については、協議の上決定します。

※秋田駅東西連絡自由通路内にある案内表示が対象となり、ほかの施設にあるものは本件の対象外となります。

６　名称変更等に伴う費用負担

No.	区分	市	ネーミングライツ・パートナー
①	施設への看板設置		○
②	案内表示の変更		○
③	広報紙、ホームページ、その他広報媒体による愛称の露出および普及	○	
④	対象施設を活用した協働・連携	協議により決定します。	
⑤	その他	協議により決定します。	

※ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料のほかに、別途負担していただきます。

※①②には、契約解除後の原状回復費用も含みます。

７　応募方法

(1) 公募期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１５日（火）まで

(2) 提出書類

ア　秋田駅東西連絡自由通路ネーミングライツ・パートナー応募申請書

イ　会社概要

ウ　直近３年間の決算報告書

エ　登記事項証明書（個人事業主は住民票）

オ　納税証明書（写し可）

(ｱ) 消費税（税務署で、『その３　未納税額のない証明用』を発行してもらってください（その３の３でも可）。）

(ｲ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ｳ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税、法人市民税は、直近の事業年度のもの
※固定資産税、個人市民税は、申請日において納付期限が到来している分までの直近４期分の証明書

(3) 提出方法

提出は直接持参いただくか、郵送してください。持参される場合の受付は、土曜日および日曜日以外の午前９時から正午までおよび午後１時から午後５時までとします。

なお、公募期間の最終日となる令和８年１２月１５日（火）の午後５時必着とします。

８　選定方法

公募期間終了後、秋田市観光文化スポーツ部が設置する審査委員会において、契約希望金額・契約希望期間・愛称案・その他の要素を総合的に判断し、優先交渉権者を決定します。その後、契約条件等の協議を行い、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいと認められる場合、契約を締結します。

９　お申込み・お問合せ先

〒010-8506
秋田市東通仲町４番１号
秋田市観光文化スポーツ部秋田市民交流プラザ管理室
電話：018-887-5310（直通）
Eメール：ro-urky@city.akita.lg.jp